

## 環境保護部弁公庁公文

環弁環監函[2016]113号

### 揮発性有機化合物汚染排出費徴収実証試験の具体的取扱いに関する通知

各省・自治区・直轄市環境保護庁（局）、新疆生産建設兵団環境保護局、計画単列市環境保護局宛

「大気汚染防止行動計画配布に関する国務院通知」（国発〔2013〕37号）中の「揮発性有機化合物を汚染排出費徴収対象に盛り込む」という要求に基づき、財政部、発展改革委員会、環境保護部は『揮発性有機化合物汚染排出費徴収実証試験規則』配布に関する通知（財税〔2015〕71号、以下71号通知と略称）と「石油化学工業および包装印刷業など実証試験対象業種の揮発性有機化合物汚染排出費徴収基準制定などの問題に関する通知」（发改価格〔2015〕2185号）を相次いで出し、2015年10月1日より、石油化学工業、包装印刷業において揮発性有機化合物汚染排出費徴収実証試験を行うことを決定した。その具体的取扱いに関して以下の通り通知する。

一、各省、自治区、直轄市環境保護庁（局）は現地発展改革委員会（物価）、財政などの部局に対し可及的速やかに実証試験の詳細な実施規則を制定し、実証試験の対象範囲、徴収基準、差別化政策、計算間隔、徴収開始時期、計算方法、徴収権限などの内容を明確化するよう働きかけなければならない。

二、各省級環境監察機関は管轄区域内の市・県の環境監察機関が実証試験にかかる業務をしっかりと行うよう指導しなければならない。

（一）工商、工業・情報化、統計、新聞出版などの主管部局と関係業界団体のデータと資料を使って、実証試験対象企業数を把握する。

（二）多様な方式で行政区域内の環境監察機関と実証試験対象企業に対して宣伝・研修を実施し、国と地方の揮発性有機化合物汚染排出費徴収実証試験の政策規定を説明し、実証試験対象業種の生産工程と揮発性有機化合物排出の特徴を紹介する。

（三）行政区域内の実証試験業務を検査・指導し、実証試験業務の良いやり方、良い経験を取りまとめて広め、速やかに下級環境監察機関の実証試験における問題の解決と報告を助ける。

三、石油化学工業企業は71号通知別添2に定める計算間隔（年単位）と計算方法に従い、

包装印刷企業は 71 号通知別添 3 に定める計算方法と計算間隔（各省が決定）に従い、地方環境監察機関に本通知に添付した揮発性有機化合物排出情報申告表を提出し、揮発性有機化合物排出量と関連情報を申告し、併せて申告資料の真実性、有効性、完全性に責任を負わなくてはならない。

四、地方環境監察機関は実証試験対象企業の申告資料の完全性について審査しなければならない。審査要求は以下の通り。

（一）石油化学工業企業が申告する各汚染源項目中で揮発性有機化合物排出にかかる設備の固定・可動シール部、生産設備、貯蔵タンク、装填台、燃焼設備、プロセスの組織的廃ガス排出源、フレア・スタック、揮発性有機化合物処理施設などの数は、必ず計算期間内の使用中の数量と等しくなければならない。各汚染源項目の揮発性有機化合物排出量と汚染当量の数の和は総排出量と総汚染当量数と等しくなければならない。

（二）包装印刷企業が申告する有機系原料使用、希釈剤使用、揮発性有機化合物の除去回収の情報は、その申告と同時期の購入原材料と有機溶剤の領収書、もしくは受領証、原材料納入業者が提供した揮発性有機化合物含有量説明、危険廃棄物処理証票などの資料を使用し、揮発性有機化合物処理装置の処理効果などと一致しなければならない。

（三）地方環境監察機関が審査で遺漏などの申告情報の不完全性を発見したときは、実証試験対象企業に対し期限を定めて追加報告を命じなければならない。期限を過ぎて報告がなかった場合は、法に従い処罰する。

五、当部は揮発性有機化合物汚染排出費徴収実証試験徴収管理システムを開発しており、それはクラウド・コンピューティング方式を採用して環境保護部のクラウド・プラットフォームを設け、石油化学工業と包装印刷業の企業の申告、地方環境保護部局の汚染排出費徴収時の使用に供する。詳細は別途通知する。

六、揮発性有機化合物汚染排出費徴収実証試験過程で発生した問題と業務上の提案は、速やかに財政部、発展改革委員会および当部に報告されたい。

- 別添： 1、石油化学工業揮発性有機化合物（VOCs）排出情報申告表  
2、包装印刷業揮発性有機化合物（VOCs）排出情報申告表

環境保護部弁公庁  
2016 年 1 月 19 日

出典：[http://www.mep.gov.cn/gkml/hbb/bgth/201601/t20160125\\_326889.htm](http://www.mep.gov.cn/gkml/hbb/bgth/201601/t20160125_326889.htm)